

22佐監第91号 11
平成23年2月14日

請 求 人 様

佐倉市監査委員 松 林 勝
佐倉市監査委員 舩 越 豊
佐倉市監査委員 押 尾 豊 幸

佐倉市職員措置請求について（通知）

第1 監査請求の受理

1 請求人

省 略

2 請求書の提出日

平成22年12月17日

3 請求の内容

（1）佐倉市長蕨和雄氏は、今回、佐倉市自治基本条例策定にあたり、平成21年7月から平成22年3月まで市役所内にチームを設け、職員に同条例の素案を作成させました。その後、市民意見を取り入れるふりをするために、佐倉市自治基本条例策定懇談会を設け市民委員を委嘱し、平成22年4月から同年10月まで策定検討をさせました。市民委員の検討では、時間が足りず検討期間の再三の延期を申し入れましたがその声は顧慮されなかったため、当初予定通り11月25日に佐倉市自治基本条例策定懇談会答申は上げられました。しかしこれもまた市長は形ばかり市民意見を言わせただけで条例答

申を無視し（当初予定通りだったのでしょうが）、市役所内作成の条例素案をそのまま議会へ上程しています。市民が参加した佐倉市自治基本条例懇談会答申は全く無視されております。監査委員におかれましては答申と素案の内容を十分に比較検討していただき、佐倉市自治基本条例懇談会各委員の努力や、これに関わる公金の支出が全く無駄であったことを確認していただきたいと思えます。

（２）本来、自治基本条例は市民が主体となって作成するべきものでありますが、その社会的常識を無視して、佐倉市が予め市職員に都合のよい条例を作成させた後に、あたかも市民意見によって作成されたかのように偽る行政姿勢には多くの問題を含んでおります。そのような多くの市民の気づかぬ内にことを決してしまおうという姿勢は、公金の損失ばかりか市政に多くの弊害を残します。

（３）佐倉市長蕨和雄氏に、これまでの佐倉市から支出された佐倉市自治基本条例懇談会に関わる公金 991,262 円は無駄であったのでこれを弁済することを要求します。あるいは答申を無駄にせず、あらためて佐倉市自治基本条例懇談会答申にもとづく策定検討することを求めます。

（以上、監査請求人から提出された書面原文のまま。ただし、「佐倉市自治基本条例策定懇談会」とあるのは、「佐倉市自治基本条例策定市民懇談会」と思われる。）

4 要件の審査

本件監査請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項所定の要件を具備しているものと認め、平成 22 年 12 月 24 日、受理した。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

（１）佐倉市（以下「市」という。）が、佐倉市自治基本条例策定市民懇談会に

関わる費用として991,262円を支出したことが、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

(2) 佐倉市自治基本条例策定市民懇談会の答申に基づいて佐倉市自治基本条例案を策定することを住民監査請求として求めることができるか否か。

2 監査対象部局

企画政策部企画政策課を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員から事情調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成23年1月26日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人は体調不良を理由として出頭しなかった。

4 関係職員の陳述

平成23年1月26日、関係職員（企画政策課長、同課副主幹、同課主査）から陳述を聴取した。

なお、請求人は立ち会わなかった。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 佐倉市自治基本条例策定研究会（以下「研究会」という。）における調査研究とその成果

ア 研究会の組織、目的

研究会は、佐倉市自治基本条例策定研究会要綱に基づき、佐倉市自治基本条例（以下「基本条例」という。）に規定する事項について調査し、及び研究するため（同要綱第1条）、佐倉市職員13名を委員として設置された。

イ 会議の開催

研究会は、平成21年10月1日から平成22年1月28日まで6回にわたって会議を開催した。

ウ 成果の報告

研究会は、研究調査の成果として、条文の要素を検討した結果を佐倉市長（以下「市長」という。）に報告した。

なお、研究会としては、まとまった条例案までは作成しなかった。

（2）佐倉市自治基本条例策定市民懇談会（以下「懇談会」という。）における検討とその成果

ア 懇談会の組織、目的

懇談会は、佐倉市自治基本条例策定市民懇談会要綱に基づき、基本条例の策定に関する必要な事項を検討するため（同要綱第1条）、学識経験者、公募による市民を含む5名を委員として設置された。

別に、郵便等の通信手段をもって意見を提出する24名の通信委員が選任された。

イ 会議の開催

懇談会は、通信委員も参加する2回の合同会議、一般市民も自由に参加できる3回の拡大会議を含め13回（平成22年4月26日から同年10月19日まで）にわたって会議を開催した。

なお、これと平行して、できるだけ多くの市民の意見を収集するため、平成22年7月3日から同年10月2日にかけて、5回の市民会議を開催し、また、市のホームページで随時、意見を募集するとともに、同年8月23日から同年10月15日まで、市内各公民館等15カ所に意見投書箱を設置した。

ウ 答申

懇談会は、平成22年10月25日、「1.自治基本条例策定の意義 2.自治基本条例の策定にあたっての提言 3.佐倉市自治基本条例の構造および条例に盛り込むべき内容」の3項目よりなる「佐倉市自治基本条例についての検討懇談会・答申」（以下「答申」という。）を市長に提出した。

（3）佐倉市自治基本条例案の策定

ア 素案の作成

市は、答申の「３．佐倉市自治基本条例の構造および条例に盛り込むべき内容」を基に条文化し、６章３７条よりなる「（仮称）佐倉市自治基本条例（素案）」（以下「素案」という。）を作成した。

イ パブリックコメント

市は、素案の全文を「こうほう佐倉」１１月２日まちづくり臨時号に掲載したうえで、平成２２年１１月２日から同月１６日まで、広く市民の意見を公募した。

ウ 条例案の策定

市は、前記パブリックコメントで寄せられた意見を基に、素案に修正を加え、佐倉市自治基本条例案（以下「条例案」という。）を策定した。

（４）公金の支出

市は、平成２２年５月２１日から同年１１月１９日までの間に、懇談会委員に対する謝礼金等として、合計で９９１，２６２円を支出した。

２ 判断

（１）公金の支出について

ア 請求人の主張は、市長が懇談会の答申を全く無視したため、懇談会開催に関わる費用として支出された公金が全く無駄となり、市は支出相当額の損害を被ったので、答申を無視した市長はその損害を賠償する責任があるというものである。

イ しかし、懇談会は、市長が条例案を策定するに当たって参考とする意見を報告（答申）させるために設置されたものであって、答申をそのまま条例案として策定するということを予定したものではないのであるから、仮に、市長が最初から全く参考とするつもりがないにもかかわらず、形だけ懇談会を開催させて答申をさせたというのであればともかく、条例案を策定するに当たって答申を参考とした以上、結果として答申が生かされなかったとしても、懇談会の開催が全く無駄であったということにはならない。

ウ しかも、前記１の（３）のアで確認した事実によると、素案は、すべて答申のとおりと言えるかはともかく、答申の「３．佐倉市自治基本条例の構造および条例に盛り込むべき内容」を基にして作成されたものと認める

ことができる。

少なくとも、請求人の「市役所内作成の条例素案をそのまま議会へ上程」という主張が、研究会の作成した条例案をそのまま上程したという趣旨であれば、第3の1の(1)の(ウ)で確認した通り、研究会はまとまった条例案を作成していないのであるから、請求人が主張するような事実を認めることはできない。

エ 本件については、第3の1の(3)のとおり懇談会の答申を基に作成された素案に、パブリックコメントで寄せられた意見を基に修正を加え、条例案を作成したのであるから、懇談会を開催したことが無駄であったと認めることはできないので、市が損害を被ったということはない。

(2) あらためて懇談会答申に基づく策定検討することを求めている点について
法第242条が認める住民監査請求は、地方公共団体が被る財産的損害を予防または是正する措置を求めるために認められたものであって、財務会計上の行為以外の行為を求める請求は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件措置請求は、いずれも、理由がないので、監査委員は、合議の結果、次のとおり決定した。

(主 文)

本件措置請求は、いずれも棄却する。